

2015年10月

関係各位

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会

会長 池田弘

副会長 松田修一

(政策提言委員会委員長)

地方創生に関する異次元の変革の提言

1. 提言の骨子

アベノミクスの果実を地方の隅々まで力強く還流させるには、**一定規模の中核都市を中心に、20～30社ほどの中堅企業がコンソーシアムを構築し、起業を支援、あるいは自らイノベーションを起こし、地域経済を活性化する必要**

日本ニュービジネス協議会連合会（JNB）に所属する、全国の都道府県をほぼ網羅する各地のニュービジネス協議会（NBC：加盟約3500社）が経済同友会等の他の経済団体の協力を受けながら起業&イノベーションの受け皿に！

アベノミクスが掲げる開廃業率10%の実現を目指す

【提言】JNB・NBCの「地方創生3戦略」

1. リスクマネーの供給

- 1) **エンジェル税制**（ベンチャー企業投資促進税制）の適用対象を、個人の出資だけでなく**中小企業の出資にまで認められるように拡大**。
- 2) 産業競争力強化法の認定ファンド（通称“**旦那ファンド**”）の最低規模要件を現状20億円から経済規模の小さい地域に関しては**5億円に引き下げる**。

2. 人材の強化

- 1) 各県の**NBCへのコーディネータの派遣支援**。地方のコンソーシアムをコーディネートし、起業やイノベーションを支援できるU・I・Jターン人材を投入。
- 2) 地方企業を主に投資対象とする**ベンチャーファンドの無限責任組合員（GP）への人材支援**（ファンドマネージャなど）。
- 3) 創業人材を抱え**メンターの役割を果たす中核企業**に対し、**人件費（差額相当分）を補てん**。

3. 地方の人づくり

「**実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化**」の早期実現。
(現在文部科学省の中央教育審議会で審議中)

II. 提言の背景

1) アベノミクスの3本の矢(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)は、特に第1、第2の矢が効果を上げ、日本経済は活力を取り戻しつつある。しかし、第3の矢である経済成長は大都市圏では実感されるものの、地方にまで波及していないとの見方があった。

そこで政府は昨年9月に『まち・ひと・しごと創生本部』を設置し、「経済の回復を全国津々浦々で実感できるように」地方創生を政府と各地域が一体となって推し進めていくこととなった。本部の下には『まち・ひと・しごと創生会議』が設置され、地方創生に関する重要施策について調査・審議することとなった。国会からも池田会長が議員の一人として参画し、全国各地のNBCからの意見を集約しながら、積極的に発言してきたところである。

さらに、9月24日の首相記者会見では、『新・三本の矢』が発表され、第一の矢として2020年を目途にGDP600兆円を目指すことが掲げられた。そこには、「地方創生もいよいよ本格化」、「高速鉄道で日本全国が大きな一つの経済圏、地方にダイナミックな成長のチャンス」との文言が見られ、地方創生が実行段階に入りつつあることが示された。

一方で、高速鉄道の地方経済への影響は、かつての新幹線開通とその後の変化に伴う経験から、成長の受け皿が地方にしっかりなければ、ストロー効果でヒトもカネも地方から出て行ってしまう危険性も懸念される。そこで、この「ダイナミックな成長のチャンス」を活かし、地方にて創業やイノベーションを誘発するために、今、異次元の具体的な変革が必要とされている。

2) 地方創生に関していえば、昨年5月の日本創成会議による「2040年頃には消滅自治体が全国で半数を超える」という発表が契機となった。地方で先行して進む少子高齢化、人口流出を何とせよくい止めなければならないと観点から、『まち・ひと・しごと創生本部』の方針により、現在、各自治体で将来人口推計を基本とした「長期ビジョン」、地域の特性に即して地域課題を解決する「総合戦略」を策定しているところである。

こうした政府・自治体の動きから、各地方にとっての将来の危機が顕在化し、今回の地方創生の一連の施策が、地方自治体を消滅から救うラストチャンスではないかという認識が広がりつつある。

一方政府は、今年8月に来年度の地方創生の柱である新型交付金を、予算規模で1千億円(事業規模で2千億円)とする基本方針を発表した。全国知事会など地方からは、今年1月の2014年度補正予算で試行的に計上された「先行型交付金」1700億円の6割程度しかない予算規模に不満の声が上がっている。財政状況の厳しい中、地域に根ざしたより実効性のある施策が必要とされている。

3) アベノミクスの成功は、既に生産年齢人口が減少している地方では、特にサービス業において人材不足の深刻化を招いている。今後、大都市圏の求人力の増大に伴い、さらに若年層が流出する危険性が高まっている。

関連してアベノミクスが当初掲げた、日本の開業率を欧米諸国並みの10%程度に引き上げ、経済の新陳代謝を促すという目標に対し、平成24年経済センサスの結果から簡易推計すると開業率は逆に2%台まで落ち込んでいるという報告¹もある。

こうした中、地方にいる若者を創業やイノベーションを起こしうる人材に育て上げること、および大都市圏に4割程度はいるという地方移住希望者を獲得することが、地方創生

¹ たとえば、2014年8月発表の公益財団法人地方経済総合研究所の調査など。

を実現する上で最も重要な鍵であると考えられる。

4) 8月の安保法改正問題は、若者を含めた国民の政治への関心を高める効果をもたらした。と同時に、マスコミ報道などが地方創生を取り上げる頻度が激減し、地方への関心の低下が懸念される場所である。

一方で、来年夏の参議院選挙より 18 歳以上に投票対象年齢が拡大し、高校生の地元への進学や、大学・短大・専門学校生などの U・I・J ターンによる地方への就職が、地方創生の鍵として注目される可能性がある。この観点からも、地方における具体的な若者雇用の創出策、さらには生産性の高い仕事を生み出すことのできる人材教育のあり方が問われている。

III. 提言の理由

1) 当会のルーツである社団法人ニュービジネス協議会は、1985 年 9 月に通商産業省産業政策局サービス産業課を主務官庁として設立された、ニュービジネスの振興に寄与する我が国最初の公益法人であった。そうした経緯から、地域に根差しつつも、積極的に新規事業を創出し、創業を支援する意欲に満ちた会員企業が多く集っている。他の伝統的な経済団体やベンチャー系の新たな団体とは違った特色をもつ団体である。

この点で、アベノミクスの地方創生の推進に、当会が大きく貢献できる可能性があるのではないかと考えている。

2) 日本ニュービジネス協議会連合会（JNB）に所属する、各地のニュービジネス協議会（NBC に加盟する企業は、約 3500 社に上っている。またこの 10 月 13 日の石川 NBC の設立を最後に、全国すべての都道府県に活動拠点を網羅したことになる。

この全国的ネットワークで、地方創生を強力にサポートすることが可能である。

3) JNB 設立 10 周年、NBC 設立 30 周年を機に、改めて弊会活動の社会的意義を問い直す最良の時機である。これまでの活動で得た知見を広く地方創生に活かすことにより、JNB・NBC がより一層、日本社会および地域経済に貢献できるよう、会員一同で気持ちを新たに団結していきたいと考えている。

10 月 21 日に開催予定の JNB10 周年・NBC30 周年記念の JNB 新事業創出東京フォーラムでは、全国の会員が東京に一堂に会し、こうした地方創生に向けた取り組みを共有する機会と位置付けたいと考える。

IV. 提言の具体的内容

アベノミクスが掲げる開廃業率10%の実現を目指すため、JNB・NBCの「地方創生3本の矢」と称して、以下の3つの施策を提言する。

1. リスクマネーの供給

1) エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制）の適用対象を、個人の出資だけでなく中小企業の出資にまで認められるように拡大。

⇒出資により起業やイノベーションを支援する中堅・中小企業を税制面でサポートする

エンジェル税制を法人にまで拡大すべきとの提言は、当会より過去にも提出させていただいてきた²。今回は地方創生の観点から、地域に根ざした中堅・中小企業のベンチャー企業投資を適用対象にしようというものである。

エンジェル税制に関しては、今年7月より国家戦略特区に限り、投資対象となるベンチャー企業の条件が一部緩和された（高度医療研究・高付加価値農業に関するベンチャー企業については、設立要件を3年未満から5年未満に、利益要件を直前期赤字から営業利益率2%以下に緩和する、など³）ところであり、さらに投資主体についても、個人から一部法人にまで拡げていただきたいというものである。

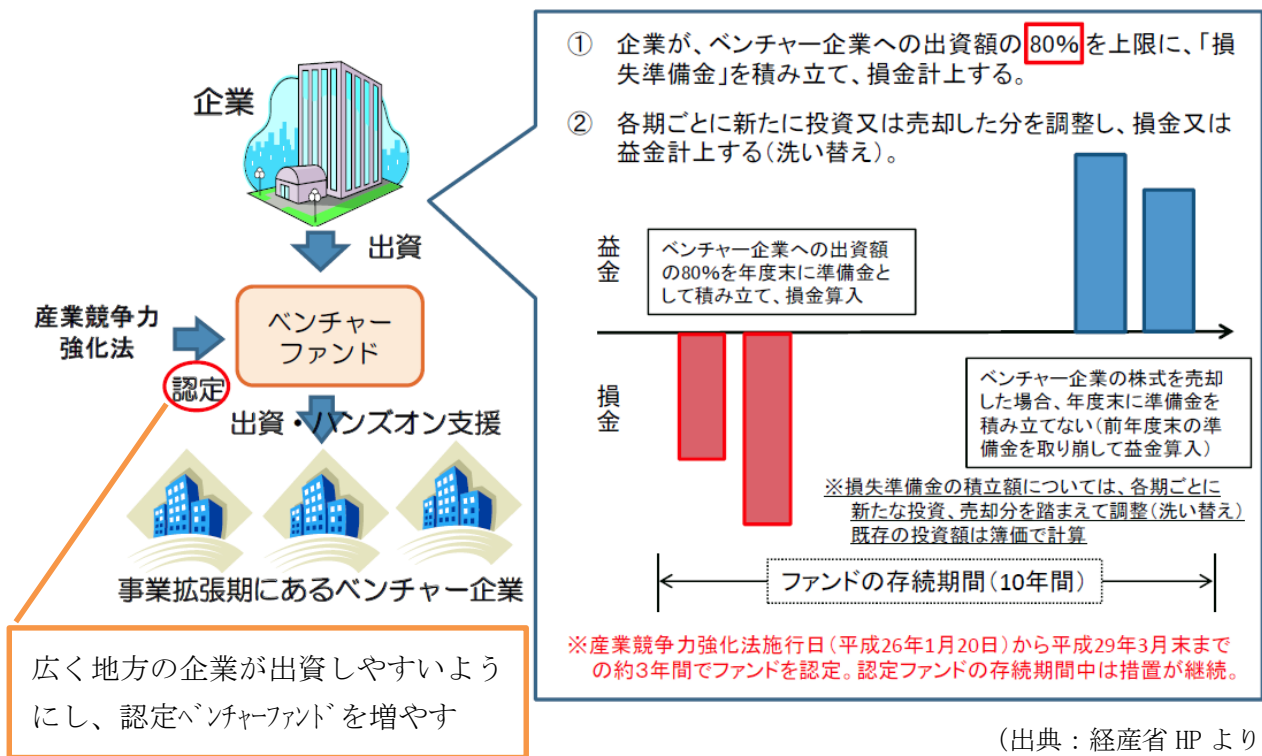
2) 産業競争力強化法の認定ファンド（通称“旦那ファンド”）の最低規模要件を現状20億円から経済規模の小さい地域に関しては5億円に引き下げる。

⇒各地域に“旦那ファンド”を設立し、地方の起業やイノベーションを支援する

旦那ファンドとは、産業競争力強化法に規定された「企業のベンチャー投資促進税制」の対象となるベンチャーファンドのうち、主に地域に根ざした中堅企業が互いに出資し、地域のベンチャー育成のために設立するファンドの通称である。同税制は、主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであり、かつ産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から投資計画の認定を受けたファンドを通じて出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入できる制度である（次頁図ご参照）

² 2012年7月「改正要望の件～エンジェル税制等改正に関する要望」、2013年4月「三団体緊急提言21世紀型の新たな成長戦略に向けて～高付加価値型ベンチャー企業の簇業（そうぎょう）～」など

³ 加えて、特区内の雇用創出に資する小規模企業者に対しては、利益要件などが緩和されている



2. 人材の強化

1) 各県のNBCへのコーディネータの派遣支援。

⇒地方のコンソーシアム（地域の中堅企業、自治体、地方金融機関など）をコーディネートし、起業やイノベーションを支援できるU・I・Jターン人材を投入する。

NBCは投資案件のコーディネート・ベンチャー育成・企業のイノベーションのサポート等を行うが、実効性を高めるため、専従コーディネーターの人件費の補助⁴を必要とする。

2) 地方企業を主に投資対象とするベンチャーファンドの無限責任組合員（GP）への人材支援（ファンドマネージャなど）。

⇒投資対象ベンチャーをファイナディングし、ハンズオンで育成できるような人材を、地域に思いのある若者の中から採用し、教育する。

地方のベンチャーファンドは、2頁の旦那ファンドの最低規模要件緩和にあるように小規模なため、GPの管理報酬も限定される。そこで、若手のファンドマネージャを育成するために、人件費相当の補助⁵が必要となる。

⁴ 仮に地方の道県を45とすると、700万*45=315百万円/年程度の予算となる。

⁵ 同様に、700万*45=315百万円/年程度の予算となる。

3) 創業人材を抱えメンターの役割を果たす中核企業に対し、人件費(差額相当分)を補てん。

⇒公募等により、地方で起業や中堅・中小企業のイノベーションを志すU・I・Jターン人材を募集、メンターの役割を果たす中核企業に3年程度所属し、経営者の指導を受けながら、起業・企業内新規事業・付加価値を高める企業内イノベーションの準備を行なう。

大都市圏と地方では待遇の差があるため、起業リスクや移住リスクがある中、準備期間の3年程度は大都市圏での待遇に準拠した処遇が必要である。しかしながら、地域の中堅企業には従来からの報酬体系があるため、別途、メンター企業に負荷のかからない形での報酬の補てん⁶が必要となる。

3、地方の人づくり

～「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」に関して
(現在文部科学省の中央教育審議会で審議中)

1) 職業教育の必要性

いわゆる「ものづくり」に関しては各地に高等専門学校(高専)が存在しているが、工科大学が存在しない地域もあり、そこでは専門学校が代替として職業教育の機能を果たしている。また、就労者の70%以上が従事するサービス産業においては、その労働生産性は低く、既存の大学・短大では労働生産性向上に資する人材を育成するのは難しい。

⇒多様なサービス産業に対応できる人材を育成する機関が必要である。

2) 新たな高等教育機関設立の必要性

既存の大学・短大の設置基準(財務・教員資格・立地等)を新たな高等教育機関に適用することは非現実的である(例えば、現行の設備基準で要求されるグラウンドや図書室等の設備を充実させることは、交通の便の良い駅前等の立地においては困難である。また、日々変化する実務への知識・知見を有する実務家教員を揃えることも現行の教員基準ではハードルが高い)。

⇒現行基準を見直し新たな基準を設けて早期の対応を図る必要がある。

3) 地方における教育機関の状況

大学・短大の多くは三大都市圏に集中。また、学部・学科においては地方に少数は存在するものの不均衡がみられ、学生に十分な選択肢を提供できていない。

(例えば、医療系分野の学部は複数あってもビジネス・IT・観光・介護を中心としたサービス業関連分野等の学部は少ない)

⇒地方創生の観点からは各地方で教育機会の均等が図られ、各地方において人材育成が行われるべきであり、職業教育を行う高等教育機関は地方に設立さ

⁶ モデルとして、200万*5~10名*45=450~900百万円/年程度の予算を想定。

れるべきである。

《参考資料：地域別私立大学入学定員充足率》

※地域別私立大学入学定員充足率	
日本私立学校振興・共済事業団平成 26 年度作成	
北海道	95%
東北	81%(青森・岩手・秋田・山形・福島)
宮城	103%
東京	109%
甲信越	93%(新潟・山梨・長野)
東海	95%(岐阜・静岡・三重)
近畿	91%(滋賀・奈良・和歌山)
大阪	105%
中国	94%(鳥取・島根・岡山・山口)
広島	92%
四国	90%(徳島・香川・愛媛・高知)
九州	93%(佐賀・長崎・熊本・大分・鹿児島・沖縄)
福岡	100%

4) 教育制度の変革の必要性

日本は義務教育では世界トップレベルの学力であるのに、高等教育機関、特に大学教育及び学生への国際的評価は必ずしも高くはない。

⇒大学自体の自己改革もより以上の努力をする必要があるが、それを待っていたのでは時間がかかりすぎる。それと並行する形で既存の大学・短大・専門学校が参入する、新たな職業人養成の高等教育機関を作り成果を挙げることが必要である。

《参考資料：日本における教育レベルの推移》

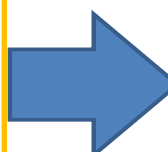
※日本の教育レベル

PISA(生徒の学習到達度調査)OECD 2012 調査

15 歳男女を対象

- 数学的リテラシー 7 位
- 科学的リテラシー 4 位
- 読解力 4 位

義務教育においては世界トップレベル



※世界大学ランキング 2015-2016

英国の教育専門誌「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション (Times Higher Education)」発表データ

- 1 カリフォルニア工科大学 USA
 - 2 オックスフォード大学 UK
 - 3 スタンフォード大学 USA
 - 4 ケンブリッジ大学 UK
 - 5 マサチューセッツ工科大学(MIT) USA
 - 6 ハーバード大 USA
 - 7 プリンストン大学 USA
 - 8 インペリアル・カレッジ・ロンドン UK
 - 9 スイス連邦工科大チューリヒ校 Swiss
 - 10 シカゴ大 USA
 - ：
 - 43 東京大学
 - 88 京都大学
- 上位 100 校内で日本の大学は 2 校
東大はアジア首位⇒3 位へ転落

5) グローバル化への対応

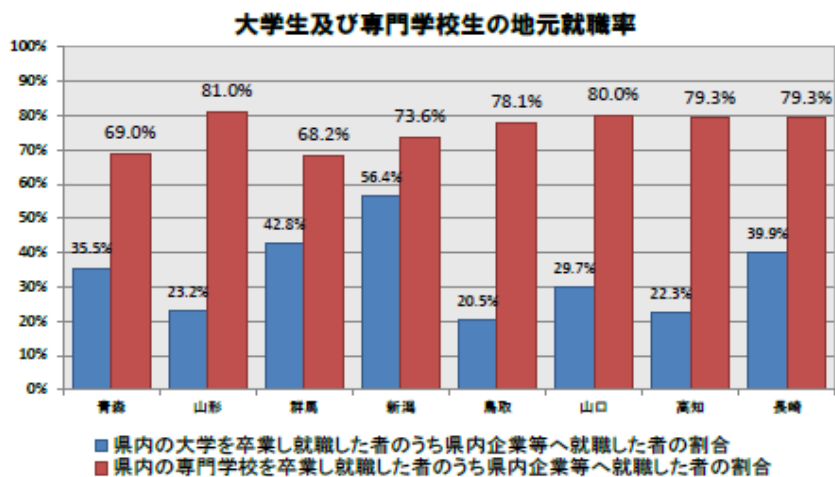
日本の 4 年制大学進学率は約 50%であり、70%程度の先進国と比較すると低い水準にあり、「学士」を保有しないことによる問題を抱えている。また、国家資格の整備が遅れているために、能力ある人材が海外で正当に評価されていない。また、政府の提唱する「留学生 30 万人計画」もいまだ実現には至っていない。

- 【具体例】
- I 専門学校卒業生（専門士）は海外での就労ビザ取得が困難
 - II 留学生が日本で身に付けた能力・技術が、「専門士」が母国で評価されていないことにより正当に評価されない
 - III 資格（民間資格を含む）についての国際的なプロトコルが確立されておらず、日本人・留学生双方の海外での活動が阻害されている。

⇒①大学進学率を70%程度に向上させるべきであるが、既存の大学の自己変革を待つだけでは対応できない。現在約17%の進学率を有する専門学校において、諸条件を満たしたものを大学化していくことが効果的。専門学校卒業生の地元就職率が高いことから地方の人材育成に資することにもなる。

②現行の国家資格制度の整備及び民間資格の国家資格化を図るべきである。（特にサービス業に関しては、資格・技能検定等が不明確で整備されていないのが現状である）

《参考資料：学生の地元への就職率》



文部科学省作成資料より 平成26年度調査に基づく

《参考資料：大学進学率国際比較》

※大学進学率の国際比較（文部科学省資料より抜粋）

出典：OECD「Education at a Glance 2012」

オーストラリア	96%		
ニュージーランド	80%		
スウェーデン	76%	OECD 平均	62%
アメリカ	74%		
韓国	71%		
オランダ	65%		
イギリス	63%		
日本	51%		
ドイツ	42%		

(注)ドイツは左記数値に
マイスター制度による
専門大学進学者が
加算される